

## ゆりかご保育園 重要事項説明書

### 1 施設運営者

名 称	社会福祉法人 ゆりかご福祉会
代表者氏名	理事長 神野 博行
所 在 地	静岡市駿河区曲金 7 丁目 4 番 36 号
電 話 番 号	054-286-2148
法人設立年月日	平成 2 年 3 月 23 日
定款の目的に定めた事業	保育所の経営

### 2 事業の目的、運営方針

事業の目的	児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳幼児の保育をする。
運営方針	児童福祉施設としての最低基準を順守し乳幼児の健全育成をするとともに、保護者支援や地域の子育て支援もして健全な運営に努めていく。

### 3 施設の概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	ゆりかご保育園
開 設 年 月 日	平成 2 年 4 月 1 日
施 設 の 所 在 地	静岡市駿河区曲金 7 丁目 4 番 36 号
連 絡 先	電話番号 054-286-2148 F A X 054-286-2149
管 理 者	園長 神野 博行
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童【2号】 45 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【3号】 26 人 満 1 歳未満の児童【3号】 9 人
職 員 数	32 人（給食業務委託調理員 4 人含む）
嘱 託 医	かわはら医院 河原 秀俊 TEL 054-283-8724 ひろ歯科クリニック 山下 浩昌 TEL 054-280-1200

#### 4 開園日・開園時間及び休園日

保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。	
保育を提供する時間	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。
	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で延長保育を実施。

#### 5 施設・設備等の概要

敷地面積	1016.34 m <sup>2</sup>	建物構造	鉄骨造 2階建
建物延床面積	838.70 m <sup>2</sup>	運動場	480 m <sup>2</sup>

#### 設備の各室状況

室名	面積(m <sup>2</sup> )	室名	面積(m <sup>2</sup> )
保育室(6室、トイレ含む)	233.00	職員室	32.70
和室	20.30	職員休憩室	18.00
調理室	22.00	園長室	10.50
調理事務室、食品庫他	7.60	絵本コーナー	29.25
調乳室	4.60	幼児用トイレ	28.80
幼児ランチルーム	43.20	倉庫	4.60
2階ホール	98.09	その他、廊下、階段、ベランダ、バルコニー	286.06

本園では「静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年静岡市条例第8号。以下「市条例」という。)」の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

#### 6 職員の状況

職種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	社会福祉主事	人	
主任保育士	1人	保育士及び幼稚園教諭	人	
副主任保育士	1人	保育士及び幼稚園教諭	人	
保育士	14人	保育士及び幼稚園教諭	10人	保育士及び幼稚園教諭
栄養士	2人	シダックスフードサービス(株)所属	2人	栄養士及び調理員 (シダックスフードサービス(株)所属)
事務員	人		1人	

本園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

## 7 提供する保育等の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行います。

### （1）保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

### （2）毎日の保育の流れ

一日の保育スケジュールは、以下のとおりです。

3才児未満児(ひよこ・うさぎ・ぱんだ)		3才児以上児(もも・ひまわり・すみれ)	
	登園		登園
9:00		9:00	
9:30	水分補給 遊び	9:30	朝の集い 遊び
11:00	食事	11:30	食事
12:30	お昼寝	13:00	お昼寝
15:00	おやつ	15:00	おやつ
16:00	降園	16:00	降園
	遊び		遊び
18:00	延長保育	18:00	延長保育
19:00		19:00	

### （3）食事の提供

給食等の方針 (※給食専門業者シダックスフードサービス(株)に委託)	保育園での給食は、全ての活動の源となる大切な ものと認識し、安全でおいしい給食を目指してい ます。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなどで食べられないものが ありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。

#### (4) 健康診断

##### ①健康診断

年2回、嘱託医が検診します。結果については、連絡帳に記載します。

##### ②身体計測

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、連絡帳に記載します。

#### (5) その他

子育て支援事業の実施。

- ・子育ておしゃべりサロン　・園庭開放
- ・お年寄りとのふれあい（豆まき、S型デイサービス）

### 8 利用料金

#### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町に対し、当該市町が定める保育料をお支払いいただきます。（※3・4・5歳児は令和元年10月より無料）

#### (2) 保育の提供に要する実費に係る徴収

（1）に掲げる保育料のほか、実費として下記費用を負担していただきます。

項目		対象年齢	金額		
主食費	副食費	3・4・5歳児	月額	700円	5,000円
絵本代		1～5歳児	月額	400円程度	
用品代（園服含む）		1・2歳児	新規	4千～5千円程度	
		3・4・5歳児	新規	2万円程度	

※ 上記のほか、必要な実費は隨時お知らせします。

#### (3) 延長保育料

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時～午前8時30分	日額 200円
	午後4時30分～午後7時	日額 200円
保育標準時間認定	午後6時～午後7時	日額 200円

・支払方法… 月末締め翌月10日までに集金

### 9 利用の開始及び終了に関する事項

#### (1) 利用の開始（選考）

利用定員を超える申込みがあった場合は、保育の必要の程度、家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもが優先的に利用できるように調整します。

#### (2) 利用の終了

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

ア 子どもが小学校に就学したとき。

イ 子どもの保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。

ウ その他、市長が利用を不適当と認めるとき。

## 10 緊急時の対応

保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

## 11 非常災害時の対策

消防計画の作成	提出先：静岡市駿河消防署 届出日：平成29年10月20日 防火管理者：園長 神野 博行
防災設備	自動火災報知機、誘導灯、消火器
避難訓練	火災及び地震を想定し、毎月1回、津波は年1回実施
避難場所	園庭 及び 園舎屋上

## 12 傷害保険等の加入

園の管理下において起こった事故等に備えて、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	損害保険ジャパン（株）	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
保険の種類	保育園総合保険	災害共済
保険金額	死亡・後遺障害 1名につき 1,130,000円	死亡見舞金 1名につき 30,000,000円

## 13 虐待の防止のための措置

本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 神野 博行
-------------	----------

## 14 要望・苦情等に関する相談窓口

本園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情受付担当者	主任保育士 八木 瞳子	
苦情解決責任者	園長 神野 博行	
第三者委員	岩崎 智宙	(※連絡先は園内に掲示)
	佐野 さなゑ	(※連絡先は園内に掲示)
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

## 15 守秘義務及び個人情報の取扱

- (1) 園長及び職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報を第三者に漏らしません。
- (2) 子どもの卒園又は退園に際しては、その後の小学校や他の施設等における教育・保育が円滑に行われるよう、子どもに関しての必要な情報を小学校に提供します。